

## ひとり親家庭の医療費を助成します

問 保健福祉課 社会福祉係  
☎099-476-1111(146)

ひとり親家庭医療費助成制度は、ひとり親家庭に認定された世帯が病院や診療所で診療を受けたときに、健康保険の自己負担分を助成する制度です。

### ① 対象となる方

町内に住所があり、次のいずれかに該当する児童を養育、監護されている方が対象となります。  
(※児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方です。)

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父(母)が死亡した児童
- (3) 父(母)が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 父(母)の生死が明らかでない児童
- (5) 父(母)が引き続き1年以上遺棄している児童
- (6) 父(母)が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の規定による命令を受けた児童
- (7) 父(母)が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (8) 母が婚姻によらないで懐胎した児童  
※戸籍上認知されている場合でも、平成10年8月から対象になります。
- (9) 前記の児童に該当するかどうか明らかでない児童

養育、監護されている方等の所得額や生活実態によって、対象とならない場合もありますので、対象になりえるかどうかは、上記の問い合わせ先で確認をしてください。

### ② 手続きについて

受給者証の交付を受けるためには申請が必要です。下記のものをご準備の上、申請してください。

- ・印鑑(シャチハタ不可) ・住民票(1通) ・戸籍謄本(1通) ・所得証明(1通)
- ・保険証(養育されている方と児童の分)

### ③ 支払いについてのお知らせ

本町では、重度心身障害者医療費助成や子ども医療費助成など類似する制度との混乱を避けるため、申請月の翌々月に助成金を振り込んでおりますのでご理解ください。

